

## 今後の調査審議の進め方について（案）

### 1. 調査審議の内容

- 沖縄県では、2030年を目途とする基本構想「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる県民が望む将来像の実現に向けて、令和4年5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（以下、「新・基本計画」という。）」を策定し、同計画に基づく各種施策の着実な推進に取り組んでいるところである。
- 一方で、新・基本計画の策定から4年が経過する中、本県を取り巻く社会経済情勢も計画策定時から変化しており、これら社会経済情勢の変化に対応するため、新・基本計画では、計画の折り返しとなる5年以内に、計画の推進状況等について検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。
- 沖縄県では、これら方針を踏まえて、これまでに計画の振り返りとなる評価検証作業を進めてきたところであり、今後は、本評価検証の内容について、本審議会からも意見を頂いた上、最終的な評価検証結果を取りまとめる。
- また、これら結果を踏まえて、本審議会においても、計画の見直しに向けた具体的な議論を進めていくこととする。

### 2. 審議会の組織及び運営

- 沖縄県振興審議会は、委員全員で構成される「審議会」と、専門委員等で構成される「部会」等により組織される（規則第3条及び第6条1項、運営要綱第2条1項）。
- 審議会は、会長が招集し、知事からの依頼や諮問等を受けて調査審議を行い、その結果を知事に対して建議または答申する（規則第2条）。
- 部会は、部会長が招集し、審議会の付託を受けて、所掌事務に関する専門的な事項について調査審議を行い、その結果を審議会に報告する（規則第10条の1、運営要綱第2条2項）。

### 3. 調査審議の進め方

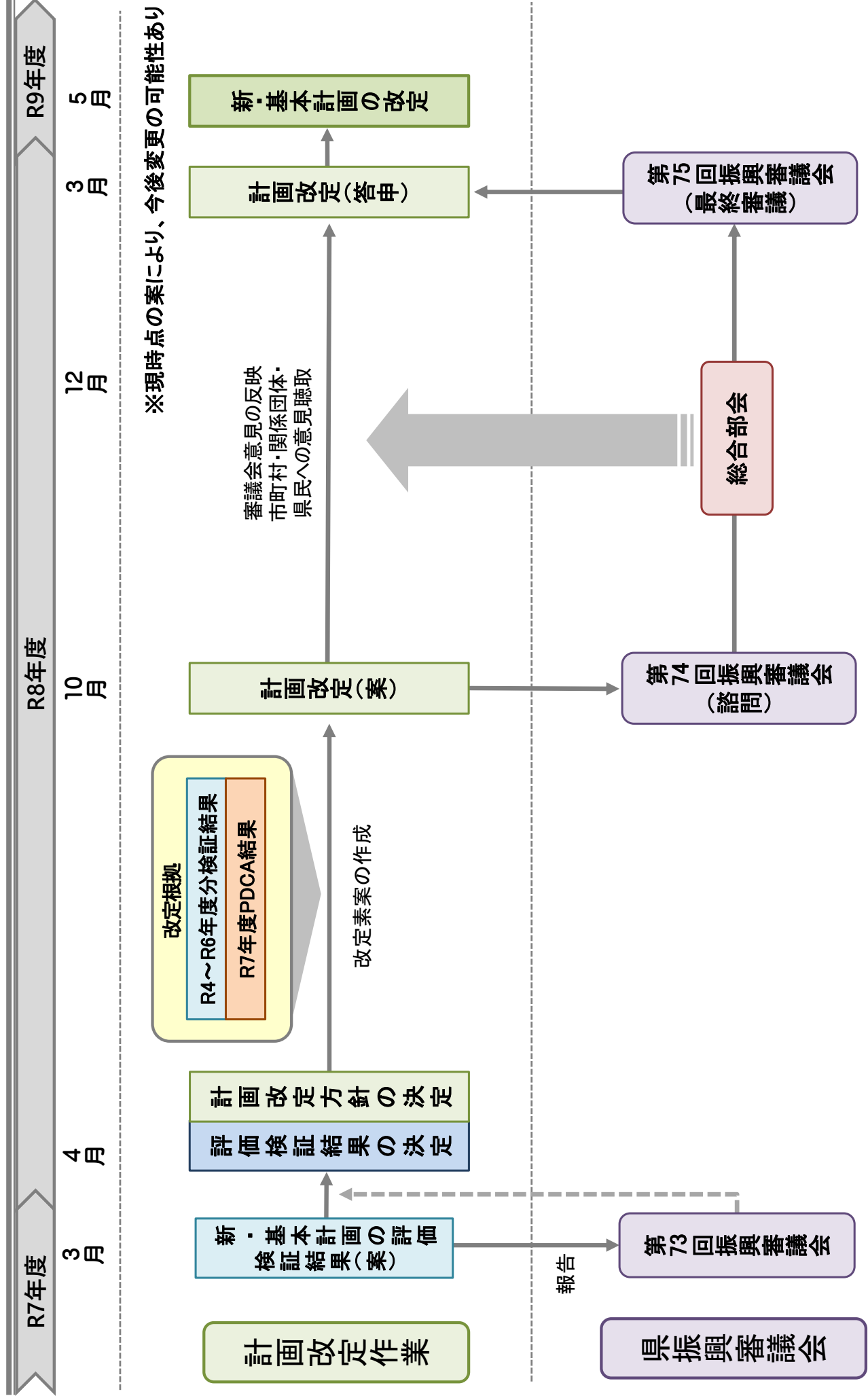
- 審議会には、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができるほか、必要に応じて部会を置くことができるとされている。
- 今回の見直しは、計画策定以降に生じた社会経済情勢の変化（例として、人口減少や物価高、人手不足の問題等）への対応を主な目的としており、これら分野横断的な課題に対して、より具体的かつ多角的な視点から議論を深める必要があることから、本審議会に部会を設けた上、詳細な調査審議を行うこととする。
- 具体的には、部会の所掌事務として「基本方針」を扱い、計画全体の調整機能を有する「総合部会」において計画改定（案）の調査審議を行うこととする。

### 4. 今後のスケジュール

今後の日程については、別紙のとおり予定している。

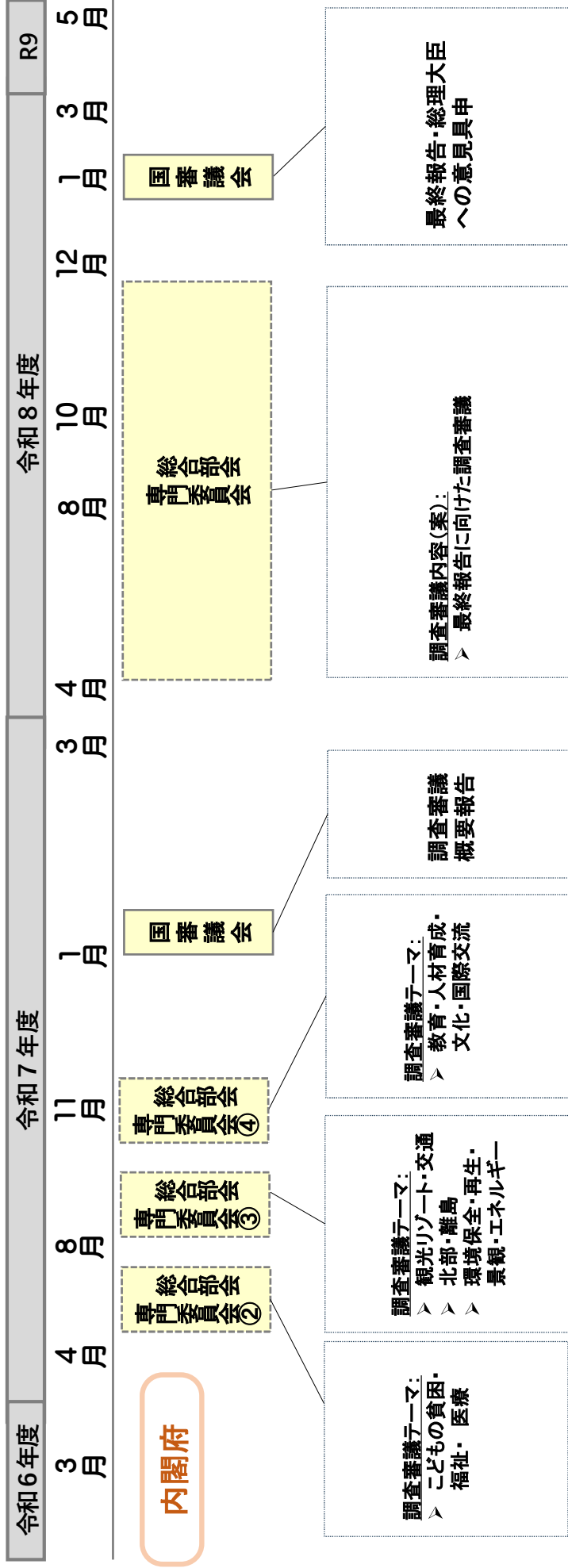
# 新・基本計画の中間見直しに向けたスケジュール(案)

※令和8年3月現在



# 【参考】国における沖振法5年以内見直しに関するスケジュール

※令和7年12月現在



※国審議会・・・沖縄振興審議会